

文化財等を活用した旧町部エリアにおける体験価値向上ARコンテンツ  
制作・普及業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、ARコンテンツ制作普及業務委託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるもの。

2 業務等の概要

(1) 業務名

ARコンテンツ制作普及業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおりとする。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和8年3月20日（金）まで

(4) 業務費に係る委託限度額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6,000,000円

3 選定及び契約方法

価格のみによる競争では本業務の目的が達成できないため、公募型プロポーザル方式により契約締結候補者を選定し、委託契約を締結する。

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後であって、本件入札に参加することについて支障がないと認められる者を除く。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

(4) 滑川市における令和7・8年度入札参加資格者名簿に掲載されている者であること。

※登録が必要な場合は、滑川市HPを参照のうえ、令和7年7月11日（金）までに所定の手続きを終えてください。

<入札参加資格に関する担当課>

〒936-8601 富山県滑川市寺家町 104 番地

滑川市役所 総務部財政課財産管理係

TEL : 076-475-1254 e-mail : zaisei@city.namerikawa.lg.jp

(5) 企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）の提出日時時点で、指名競争入札に係る指名停止措置を滑川市から受けていない者であること。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

## 5 プロポーザル実施に係るスケジュール

項目	日程
公募開始	令和7年6月20日（金）
入札参加資格申請の提出	令和7年7月11日（金）17時まで
実施内容に関する質問締切日	令和7年7月11日（金）17時必着
質問に対する回答日	令和7年7月16日（水）まで
企画提案書等の提出締切日	令和7年7月30日（水）17時必着
審査結果通知・公表、業務契約の締結	令和7年8月上旬～中旬（予定）

## 6 質問及び回答

質問については、FAX 又は電子メールにより質問書を提出すること。

### (1) 質問書の受付期限

令和7年7月11日（金）17時必着とする。なお、受付期日後に提出された質問書は一切受け付けない。

### (2) 質問書の送付先

滑川市総務部財政課財産管理係

FAX : 076-475-6299 e-mail : zaisei@city.namerikawa.lg.jp

### (3) 回答日

令和7年7月16日（水）までに随時回答

### (4) 回答方法

質問者名を伏せて市HP上で回答。なお、質問書に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

## 7 提出書類等

### (1) 提出書類

次の書類を電子データにより提出すること。

ア 応募申込書（様式第1号）

- イ 企業概要書（様式第2号）
- ウ 業務実績書（様式第3号）
- エ 企画提案書（様式第4号）
- オ 実施体制図・工程表（様式任意）
- カ 見積書（様式任意）

(2) 提出先

滑川市役所 総務部公民連携課 担当：布目

e-mail：koumin@city.namerikawa.lg.jp

TEL：076-475-1528 FAX：076-475-6299

(3) 提出方法

上記提出先のメールアドレスへ、件名を「【企画提案書】ARコンテンツ制作普及業務」とし提出すること。

(4) 提出期限

令和7年7月30日（水）17時まで（必着）

## 8 審査方法等

(1) 審査方法

ア 提出された書類による書面審査を行い、審査委員会の採点の合計点数の高い順に契約締結候補者及び次点者として選定する。なお、得点が60点に満たない場合は、選考から除外する。

イ 採点結果が同点の場合は、再議のうえ、審査委員会の合議により決定する。

ウ 審査委員会の必要に応じてヒアリングを行う。

(2) 審査基準及び配点

プロポーザル審査は、提出された企画提案書等の内容に関し、別紙に掲げる審査基準及び配点により審査を行う。

(3) 審査結果の通知・公表

ア 審査結果は、令和7年8月上旬～中旬（予定）に書面により通知するとともに、滑川市HP上にて公表する。

イ 個別の審査内容については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

## 9 契約方法

(1) 審査で決定した契約締結候補者と本市は、本プロポーザルで提案された業務仕様を基に契約及び業務実施に向けた協議を行った上で、随意契約を締結する。なお、契約金額は原則として、契約締結候補者が提出した見積書に記載された額を超えないこととする。ただし、仕様確定に当たり、提案書等に記載された項目について本市が追加を求めた場合は、この限りではない。

(2) 契約締結候補者が、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の交渉を行う。

## 10 その他

- (1) 提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提案者には参加報酬は支払わないものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う。
- (4) 提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- (5) 応募者が1社であった場合でも、本プロポーザル実施し、本要領に定める審査方法に従って契約締結候補者を決定する。

(別紙)

項目	評価基準	配点
1 執行体制・実績	業務実績、実施体制は十分か。	5点
	無理のないスケジュールとなっているか。	5点
2 企 画 提 案	①利便性 作成するコンテンツは、操作が容易で、使いやすい構成になっているか。	10点
	②効果 滑川市民及び市外からの来訪者の旧町部エリアでの体験価値の向上、回遊性促進、滞在時間延長が期待できる提案となっているか。	25点
	③独創性 業務の目的達成のため、提案事業者が持つ強みや独自の技術などを活用した独創性のある提案となっているか。	10点
	④市所有素材の活用 市が所有する写真等を十分活用し、文化財等の建造物や街並みの魅力が伝わる提案となっているか。	20点
	⑤維持管理 メンテナンスの容易さや保守・運用コストなど、今後の維持管理を踏まえた適切な提案になっているか。	10点
	⑥独自提案 仕様書に記載のない追加提案(委託限度額内で実施できるものに限る。)があるか。	10点
3 見積額	提案内容に見合った適正な積算がなされているか。	5点
合 計		100点